



よしむら^{みき}美紀
文京区議会議員
TOKYO自民党政経塾 第13期生

所属常任委員会：文教委員会 委員

所属特別委員会：自治制度・地域振興調査調査特別委員会 委員

吉村美紀一般質問

令和元年11月定例議会



令和元年 11 月 25 日 自由民主党・無所属文京区議団を代表し、一般質問をいたしましたので、ご報告させていただきます。

自由民主党の吉村美紀です。令和元年、11月定例議会にあたり、自由民主党・無所属文京区議団を代表して、質問をさせていただきます。

私は、4月に行われた統一地方選挙にて初当選をさせていただき、令和元年という新時代に文京区議会議員としてスタートさせていただきました。

本年度は、10月22日には、即位礼正殿の儀が、そして、今月10日には、祝賀御礼の儀が行われました。祝賀ムードで執り行われる即位の礼の儀式は、非常におめでたく、新時代の幕開けにふさわしい画期的なものであったと思います。

私自身も、令和時代の「希望ある地方創生」の実現に向け、そして、文京区の街がより素晴らしい街となるよう、尽力してまいり所存でございます。

今回は、私にとって初めての質問となります。これからの文京区を区民の皆さまと構築していく為に、大きく7項目について伺いたしますので、区長、教育長のお考えをお聞かせいただきますようよろしくお願いいたします。

まず初めに、士業合同無料相談会の実施について質問させていただきます。

士業が合同で開催する無料相談会は、いわゆるワンストップサービス、つまり専門性を有する各士業、例えば、行政書士、弁護士、司法書士、税理士等の職業の方々が入る一つの場所に集結することにより、相談に訪れた区民が複数の専門家から同時に多角的なアドバイスを受けることができる貴重な場であるといえます。また、専門家に相談したいことはあるが「いったいどの専門家に相談したら良いのだろうか？」とお悩みの方にも士業合同無料相談会は有益であるといえます。社会は日々複雑化しており、法的な相談事項も多岐にわたります。どの専門家に相談すれば良いのか迷ってしまう区民も多数いらっしゃるはずで、専門性を有する士業が合同で行う無料相談会ならば、適切な士業へ相談内容に応じて振り分けられることとなるため、その需要は増しているといえます。

他区の状況をお伝えしますと、例えば、北区では年に1回、「事業とくらしの無料相談会」として北区が共催のうえ、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、公認会計士の10士業合同の無料相談会を実施しております。また、渋谷区や豊島区でも、実施回数や士業の数は異なりますが、同様の相談会が区の後援により実施されています。

これらの無料相談会は、当該区民の皆さまから大変ご好評いただいているとのこと。

もちろん、文京区におきましても、東京都宅地建物取引業協会文京区支部が年に1回、宅建士、弁護士、税理士、不動産鑑定士、1級建築士による無料不動産相談会を開催しており好評を博しているところではございますが、不動産以外の相談についての士業合同無料相談会は別団体としても開催されておりません。

是非、文京区におかれましても、さきほど述べましたような形での士業合同無料相談会の実施をご検討いただきたいのですが、文京区といたしましては、士業合同無料相談会の実施についてどのようにお考えか教えてください。

続きまして、インターネットリテラシー教育について質問させていただきます。

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として IT（インフォメーションテクノロジー）に触れる機会が増大しております。そんな中、昨今ソーシャルメディアでの不適切投稿による問題が注目を集めており、インターネットリテラシー教育の重要性が増しているといえます。

SNS は、自分が発信した情報が世界中のだれからも閲覧されるリスクが存在し、一度情報が拡散してしまうと文字情報として残り、削除することが困難な特徴があります。また、書き込まれた内容や写真、プロフィール情報などの部分的な情報を元に、第三者により本人が特定されるケースもあり、SNS を利用するには注意が必要であるといえます。

東京都教育委員会では、都内全公立学校の児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNS を利用する際のルールである SNS 東京ルールを策定しており、平成 31 年 4 月にはさらにより良い表現・内容に改訂されております。SNS 東京ルールに基づく取り組みとして、教員の指導のもと、児童・生徒同士が話し合っつくるルールである SNS 学校ルールを作ることの指導・啓発があげられており、児童・生徒が身に付ける力としては、①背景の理解として(1)複製・拡散が容易など、情報の特性に関する基本的な知識、(2)著作権や個人情報の保護についての知識、②求められる資質・能力として(1)様々な情報を取捨選択する能力、(2)根拠を明確にして情報を発信する能力、③利用者として必要な態度として、(1)受け手への十分な配慮に基づいて情報を発信できる能力や態度、(2)ルールやマナーの意義を理解し、守ることができる態度、となっております。

大切な子供達を守るためにも、そのような力を身に付けることができる指導を、ルール策定と一体として取り組んでいく必要があるといえるのですが、文京区の各学校におかれましては、SNS 学校ルールの策定、及び、それに基づく児童・生徒に対する指導・啓発はどのような頻度かつどのような内容にて行われているのでしょうか？教えてください。

また、保護者と子供が話し合っつくるルールである SNS 家庭ルールの策定に対する働き掛け等、インターネットリテラシー教育における今後の展望についても教えてください。

続きまして、認可外保育施設への文京区の指導状況について質問させていただきます。

認可外保育施設とは、都道府県知事の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設であり、国（内閣府）が整備費や運営費を助成する企業主導型保育施設もここに含まれます。

今まで、認可外保育施設の利用者情報等を区が把握するのは難しく、情報収集が不十分でしたが、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化の実施が開始されたことに伴い、基本保育料及び預かり保育料の無償化対象者が、保育の必要性に係る「支給認定」を受ける必要がでてきて、認定に関する申請書類を区に提出することにより、文京区も対象者情報を入手することができるようになったとお聞きしております。

これにより、少なくとも対象者に関する情報管理が行えるようになるものと考えます。そのような情報を文京区が取得することに伴い、どのような効果が期待できるのでしょうか？その活用方法について、教えてください。

また、認可外保育施設に対する指導についてですが、9月より文京区といたしましても任意にて巡回指導を開始し実際に現場を見たうえで改善指導をしているとお聞きしております。前述した巡回指導は、どのような頻度で行っているのでしょうか？その効果、そして、今後の展望も含め、教えてください。

認可外保育施設の運営に対して、区民より不安の声があがっております。誰もが不安なく、適切な保育を受けられるよう、区民の不安を解消する手立てが必要であると考えます。是非、適切な情報管理、適切な指導が行えるような環境づくりをお願いいたします。

続きまして、特殊詐欺被害防止を目的とする連携について質問させていただきます。

この特殊詐欺の一例としましては、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空または他人名義の預金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金などを交付させたりするものです。

特殊詐欺には他の手口もあります。そのうちの1つが、ハガキ等の郵便物による架空請求を行う手口です。そのようなハガキは、面識のない不特定多数の者に対して一斉に送付され、あたかも裁判手続の通知のような内容が書かれているため、ハガキを受領した区民の不安を煽り、場合によっては詐欺者の思惑通り詐欺者に対して連絡を取ってしまう事案が見受けられます。

このような特殊詐欺の被害を防止するためにも、警察、そして、民間との連携による情報共有が重要になってくると思われますが、文京区といたしましては、

特殊詐欺被害防止を目的とする連携につきどのようにお考えでしょうか？現状及び、今後の展望も含め、教えてください。

各種報道でも指摘されておりますように、特殊詐欺の手口は日々巧妙化しています。そのため、犯罪の手口に関する最新の情報を伝えるなどの啓発活動も重要な位置づけを有するものといえます。

私も、文京区の消費生活推進員として特殊詐欺撲滅に向けた啓発活動に今後さらに力を入れていきたいと考えております。

また、今後は、被害者とならないようにするためという視点のみならず、知らないうちに加害者にならないようにするため、そのような観点からの啓発活動もできたら良いと思いますので、ご検討をお願いいたします。加害者となる人が減少すれば、被害者となる人もさらに減少するものと考えます。

続きまして、自転車保険義務化に伴う文京区の対応について質問させていただきます。

自転車は環境負荷もなく、健康増進にも役立つ交通手段であり、通勤、通学や買物など様々な用途に利用され、区民の生活に密着しています。しかし、他方で、自転車に関連する事故の多発、一部の自転車利用者のルールに違反する危険な運転、歩行者等の妨げとなる放置等が社会的な問題となっています。そこで、平成25年3月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されております。これは、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、行政、事業者、家庭といった自転車利用者に関係する者の役割を明らかにして、それらの取組を推進することで、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的としたものです。

この条例は、令和2年4月に大きな改正を経たうえ施行されることとなる予定ですが、その改正内容のポイントとしましては、自転車利用者及び保護者等に対して自転車事故に備えた保険に加入することが義務化された点です。これは、自転車利用者が加害者となった交通事故では、自転車利用者に対する高額の損害賠償が認められる判決がでており、自転車事故に備えた保険加入が、被害者、そして加害者のためにも必要であるといえるからです。

このように、東京都では令和2年4月より自転車保険が義務化されるわけですが、文京区では、平成31年度重点施策の1つとして、自転車TSマーク取得費用助成事業があげられます。自転車TSマークといいますのは、自転車安全整備店に勤務する自転車整備士が点検整備した普通自転車に貼るシールであり、1年間有効な傷害保険と賠償保険が付帯されているものをいいます。そのため、上記自転車保険の義務化がなされることに伴い、自転車TSマーク取得促進にさらに力を入れる必要があると考えます。また、自転車TSマークに付帯されている傷

害保険と賠償責任保険は1年間という有効期限があることから、1年間経過後に継続取得を促す必要性があり、新規取得者のみならず継続取得者に対する保険の更新時期の周知徹底も重要な事項であると考えます。

文京区は、道幅が狭い道路が多く、自転車と歩行者等との接触事故が比較的起こりやすい地域柄であるといえます。そのため、さきほど述べました東京都の条例に基づく自転車保険義務化は喜ばしいことであり、条例を遵守し自転車保険に加入する人々が増えることを期待しております。

このような状況を踏まえ文京区といたしましては、令和2年4月以降のTSマーク取得についてどのような取り組みをしていくおつもりでしょうか？現在自転車保険に加入せずに自転車を利用している者で、自転車点検整備を検討していない人々に対する自転車保険加入促進の方法、自転車保険加入が義務となったことの周知徹底をどのようにしていくのかも含め、教えてください。

続きまして、コミュニティサイクルポートの自転車整理状況について質問させていただきます。

コミュニティサイクルとは、地域内に設置されたサイクルポートであれば、どこでも自転車を借りることができ、また、返却することができるシステムであり、都市の新たな移動手段としての需要があります。

コミュニティサイクルポートの数は増加しており、利便性がさらに高められたコミュニティサイクルは、区内どこでも目にするようになりました。

そんな中、コミュニティサイクルポートに自転車を置く際のマナーについて問題視する声が区民よりあがっております。例えば、白山4丁目第2児童遊園横にあるコミュニティサイクルポートは、公園の入り口にポートが設置されているのですが、自転車が溢れ、その入り口を通過して公園内に入るのが困難な状況が続いているようです。私自身も、夏休みのラジオ体操の際、当該公園を利用したのですが、入り口を塞いでしまうくらい溢れている自転車を実際に何度も目にしております。

コミュニティサイクルは今や区民生活に必須なアイテムであり、今後さらに充実したサービス提供が望まれるものでありますが、コミュニティサイクルポート近隣に居住している区民からの苦情の声に対してはその改善策を検討していかねばなりません。

コミュニティサイクルを運営している株式会社ドコモ・バイクシェア及び、株式会社NTTドコモと連携をし、快適な環境、適切な状況にてコミュニティサイクルポートの運営が行われるよう、文京区におかれましても、当該業者と連携のうえ、対応策を検討していただきたいと思っております。

コミュニティサイクルポート利用者マナーの現状に対する対応状況と、今後、

どのようにしてコミュニティサイクルポートの快適な環境、適切な状況の確保を図っていかれるのか、文京区としてのお考えをお知らせください。

なお、前述いたしました白山4丁目第2児童遊園にはトイレの設置が無く、近隣にある白山交流館のトイレを利用しているようなのですが、約170メートル、2分～3分程度の距離があり、小さいお子さんはトイレに行くまでに尿意を我慢できず漏らしてしまう方もいらっしゃると思います。

児童遊園の再整備も順次行われていくものと思いますが、児童遊園利用者の利便の向上のためにも、未だトイレが設置されていない児童遊園におかれましては、トイレの設置も含めた再整備計画策定をよろしく願いいたします。

最後に、AED マップ配布及び AED 配備施設について質問させていただきます。

会派といたしましても、以前代表質問にて、AED マップにつき質問させていただいており、また、私自身、決算審査特別委員会でも質問をさせていただいているところではありますが、AED マップの重要性に鑑みて、再度、ご質問をさせていただきます。

私自身、消防団員であり、かつ、応急手当普及員として AED の操作方法を指導補助している際、区民の方々から、実際はどこに AED があるのかよくわからない、との声を何度も耳にいたしました。

心肺機能が停止してから、1分経過するごとに7%～10%救命率が低下することから、迅速な除細動が重要であり、視覚的にもどこに配備されているのかわかりやすい AED マップが、AED 配備情報として重要な位置づけを有すると考えます。

現在、文京区のホームページに、日本救急医療財団全国 AED マップのリンクが貼られております。そのため、インターネット環境を有し、文京区のホームページを閲覧した方はマップという形式にて AED 配備情報を得ることができます。

しかしながら、インターネット環境になじまい区民への情報提供という観点から、紙媒体の AED マップを各家庭に配布する必要があると考えます。AED マップの配布について、文京区といたしましてはいかががお考えでしょうか？その展望を、教えてください。

また、24時間稼働しておりその数も多いコンビニエンスストア等に AED を配備したら AED 利用の際の利便性が増すと考えられることから、コンビニエンスストア等に AED を配備すべきであると考えます。AED のコンビニエンスストア等への配備に対するお考えを教えてください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴、本当にありがとうございました。以上



所属常任委員会：文教委員会 委員

所属特別委員会：自治制度・地域振興調査調査特別委員会 委員